

平成29年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 平成29年11月24日（金） 午後3時から

会場 熊本市役所別館自転車駐車場8階会議室

出席者 日隈委員、秋成委員、大島委員、谷口委員、東委員、園田委員、平田委員、大山委員、田尻委員、山田浩三委員、平川委員、江島委員、堀内委員、原田委員、篠原委員、近藤委員、勝本委員、多門委員、西委員、宮田委員、松村委員、干川委員、山田勝久委員、本田委員

欠席者 中島委員、永井委員、福島委員

- 配布資料
- ・次第
 - ・委員名簿
 - ・席次表
 - ・資料1 熊本市障がい者相談支援事業業務委託及び熊本市障がい者地域支援事業業務委託の公募について（進捗状況報告）
 - ・資料2 相談支援事業に係る平成29年度モニタリングについて
 - ・資料3 障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて
 - ・資料4 各部会報告資料
 - ・資料5 第5期熊本市障がい福祉計画・第1期熊本市障がい児福祉計画（素案）
 - ・資料5-1 第5期熊本市障がい福祉計画・第1期熊本市障がい児福祉計画（素案）「第3章 平成32年度の数値目標」の考え方について
 - ・資料6 熊本市障がい者自立支援協議会で取り扱う課題一覧
 - ・資料7 福祉避難所等の設置運営マニュアル（改定案2）
 - ・平成29年第3回熊本市障がい者支援協議会 事前意見・質問一覧

議事

進行	1 開会 ただ今より、平成29年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会を開会いたします。
進行	2 委嘱状交付・委員紹介 次第の2、委嘱状交付・委員紹介に移ります。前回までご参加いただいた、熊本

	<p>市障がい者相談支援センター光の篠原麻美様に代わりまして、今回より同センターの東美希様に委員にご就任いただきました。</p> <p>本来ならば、市長から委嘱状を交付すべきところではございますが、机上配付とさせていただきます。</p> <p>それでは、東委員より一言お願いいたします。</p>
東委員	熊本市障がい者相談センター光の東です。よろしくお願いいたします。
進行	それでは、協議会の議事に移らせていただきます。時間の都合により挨拶は省略させていただきます。これからの進行は干川会長にお願いいたします。
干川会長	<p>3 議 事</p> <p>(1) 新たな取り組み等の概要紹介について</p> <p>それでは、本日の議事に入ります。</p> <p>まず、議事(1)新たな取り組み等の概要紹介について、事務局より説明いただきます。</p>
事務局	<p>■熊本市障がい者相談支援事業業務委託及び熊本市障がい者地域支援事業業務委託の公募について【資料1】</p> <p>障がい者相談支援事業業務委託については、既に公募が終了していますので、概要とスケジュールについて説明します。</p> <p>(4ページ) 来年度からの障がい者相談支援事業については、これまでの委託業務に加えて、当初は全ての圏域において、地域支援員を1名配置した地域支援事業を実施する体制を検討していましたが、資料に記載のとおり、平成30年度はまず地域支援モデル圏域として、現9圏域の中から1圏域を設定し、そこに地域支援員を1名配置したセンターを設置し、他の圏域のセンターとも連携しながら地域支援事業を進めていくこととしています。</p> <p>モデル圏域以外の8圏域については、平成31年度以降、モデル圏域の効果検証を踏まえて、今後の方向性を決定することとし、最終的には、全市的な障がい者支援体制の充実を目指していくこととしています。業務内容等については、記載のとおりです。</p> <p>(9ページ) 熊本市障がい者相談支援事業業務委託の公募については、9つの圏域について、10月10日から公募を開始し、事業者説明会を経て、11月9日に応募を締め切ったところです。現在、8圏域に9事業者からの応募があっており、これからヒアリングを実施し、選定委員会を経て受託候補者を決定する予定です。ただし、西圏域への応募がありませんでしたので、12月上旬から再募集を行う予定にしていますので、関係者の方はご検討をお願いします。</p> <p>次に、地域支援事業を行うモデル圏域については、受託候補者の中で希望があった事業所の中から選定を行うこととしており、2月中にはモデル圏域が決定する予定です。</p>

ここで、西委員から事前にいただいた質問についてお答えします。

地域生活支援拠点の整備について、面的整備でとの方針のようだが、3年後に向けて、現在市内で暮らす障がいのある方がどんな状況にいるかの調査が必要なのではないかと考えている。現在サービスを受けている方は、相談支援事業所が把握できているが、サービスを利用していない方がどれだけいるのか、また、緊急性の度合いも調べておく必要があるのではないかとという質問です。

回答としては、平成30年度から地域支援モデル圏域で実施する地域支援事業の中で、地域における様々な関係者（例えば、民生・児童委員やささえりあなど）との連携を図りながら、サービスを利用していないが支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げていくことにしています。モデル圏域以外の圏域についても、平成32年度末までの地域生活支援拠点の整備にあたって、地域支援事業を進める中で、全市的な障がい者支援体制の充実を目指していくこととしています。

■ 相談支援事業に係る平成29年度モニタリングについて【資料2】

現在の相談支援事業の委託は平成27年度から行っていますが、業務の遂行状況や業務の水準を確認するため、仕様書に基づいてモニタリング及び実績評価を行うこととしています。

昨年度は、11月の自立支援協議会でモニタリングの内容について委員の皆さんに説明した後、今年2月にモニタリング調査を実施し、今年5月の会議で結果報告を行ったところです。今年度は、来年2月あたりにモニタリング調査を予定しています。

調査票については、事前に皆さんに送付いたしましたが、項目や内容については若干表現を変えた箇所はありますが、昨年度から大きな変更はありません。ただし、委託期間の最終年ということで、3年間を通した振り返りをさせていただこうと考えているところです。この内容に沿って、モニタリング調査を実施し、結果については今後この場でご報告したいと考えています。

■ 障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて【資料3】

この見直し案については、これまでに平成29年第1回定例会の委員会、5月の第1回自立支援協議会で同様の内容を報告させて頂いています。そして8月の第3回定例会の委員会での見直し案の具体案をご報告し、本日この場をお借りして同様の具体案についてお諮りしたいと考えています。

資料に沿って説明いたします。この資料は、基本的に前回と同じものですが、その中で具体的な見直し案を含めた資料です。制度の概要や推移についておさらいをしたいと思います。

(説明内容は資料3参照)

この利用者負担軽減について、西委員から事前に質問を頂いています。

資料「委員事前意見・質問一覧」をご覧ください。

(2ページ)平成29年度4,500万円の軽減経費が30年度に1/2から1/4になることによって、いくらになると見込んでいるのか。1/2のままだといくらになるのか聞きたいということで、先程の説明を踏まえて回答します。

1/2から1/4または廃止の場合は、現在予算編成中で確定ではありませんが、軽減経費にかかる平成30年度予算額を約2,300万円と見込んでおり、平成29年度比2,200万円の削減となります。1/2継続で、見直しをしなかった場合、平成29年8月時点での支給決定者数、軽減経費該当者数及びその伸び率、また同時点における1人当たりの平均受給単価を基に算出すると、見直しをしない場合の平成30年度予算額は約5,500万円を見込んでおり、対平成29年度比1,000万円の増額となります。

また、所得区分1の方々には年収にすると350万~650万円程度と聞いたが、月2,300円の利用料が1,000円上がると年間12,000円の負担増になる。たとえば、一人親世帯への助成金の増額など考慮してほしい。障がい児の場合、たとえば放課後等デイ+短期入所の利用となると、負担も倍になるのではないかと不安がある。説明をお願いしたいとのご意見を頂いています。

回答です。まず、見直し対象となる所得区分の世帯について、ご負担が増えるのは事実ですが、市独自助成部分への見直しであり、また市町村民税課税対象が対象であるため、ご理解を求めたいと考えています。障がい児で児と者のサービスを併用しているような場合、負担上限額は元来個別に設定されており、今回、それぞれに助成率が見直されることとなりますが、(1/2助成から1/4又は助成廃止)、このように一人で児と者のサービスを併用する場合や同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、世帯における利用者負担を負担上限月額まで軽減を図る「高額障害福祉サービス等給付費」(障害児通所の場合「高額障害児通所給付費」)という制度があります。当該制度の対象となる方については、本市よりご案内し、申請いただいた上で償還払いにより給付費を支給しています。

■福祉避難所等の設置運営マニュアルについて【資料7】

このマニュアルの見直しについては現在詰めの段階でして、年内の確定を目標に今現在見直しを行っています。以前ご意見等を伺い、回答もさせて頂いていますので、その点についての記載内容や以前からの変更点を中心にご説明します。

(2ページ)「福祉避難所とは」を記載していますが、福祉避難所には社会福祉施設や大学施設の協定に基づく、これまでもあった「福祉避難所」と、今予定をし

ている特別支援学校との協定に基づく「福祉子ども避難所」の2種類ありまして、分けて記載しています。

(5ページ) 福祉子ども避難所です。この中で、特に対象者についてご質問を頂いていましたので記載内容を説明します。まず質問としては、福祉子ども避難所の名称から児童限定なのか、あるいは特別支援学校が対象とする障がいの特性に応じた学校に避難しなければならないのかというご質問がありました。このことをマニュアル上で明確にするため、障がい児に限らず、指定避難所への避難が困難な障がい者も対象とするという文言と、支援学校の対応する障がいの特性と異なる方を除外するものではないという文言を記載しています。

(7ページ) 事前の周知・広報について。「福祉避難所」「福祉子ども避難所」に関する情報は今後様々な機会を通して広く市民に周知を図ると記載しています。

(8ページ) 福祉避難所等の設置・運営訓練等の実施です。ここでは、災害時を想定した図上訓練を行うとともに、地域や福祉団体、要配慮者及び保護者の方にもご参加、ご協力いただき、定期的に訓練等の実施を行っていくことを記載しています。

9ページ以降では社会福祉施設等及び特別支援学校における福祉避難所の設置までのフローを数ページに渡って記載しています。13ページ以降で社会福祉施設等における福祉避難所等の開設にあたってのことを記載していますが、14ページにスクリーニングと、15ページにトリアージという項目がありまして、まず14ページのスクリーニング、対象者の把握ですが、その基準、15ページはトリアージ、医学的には優先順位という考え方ですが、そういった考え方や状況に応じた対応を細かく記載しています。

25ページ以降です。まず、社会福祉施設等における福祉避難所の運営について記載しています。(28ページ) 食糧及び物資の提供・管理について記載しています。物資の供給について、今後校区毎に設置される校区防災連絡会、まだ設置されている校区の方が少ない状況ですが、この1、2年を目処に校区防災連絡会が設立されます。ここの連携または各区や地域毎に代表施設を設け配送するというようにしています。これは社会福祉施設等における福祉避難所です。(32ページ) 社会福祉施設等における人的支援についてです。福祉避難所を開設、運営するにあたって専門的な人材が必要になった時に、市社会福祉協議会が行う介護福祉士や看護師、保育士等の人材派遣制度がありますので、必要に応じて要請を行うということを記載しています。

38ページ以降、福祉子ども避難所の運営を記載しています。ここでの人員配置や受け入れスペースの確保、食糧及び物資の提供、人的支援要請等を記載しています。基本的に管理運営については社会福祉施設等の福祉避難所との大きな相違はありませんが、物資の供給については校区防災連絡会との連携、あるいは各区の代表

	<p>施設と申し上げましたが、43ページに記載していますが、物資供給については、市の物資供給計画に沿って「福祉子ども避難所」となった特別支援学校へも直接配送を行うことを記載しています。</p> <p>このほかこのマニュアルで定める事項種々ありますが、ご意見の反映状況や以前からの変更点について説明させて頂きました。</p>
会長	<p>ただ今の説明に関して、ご質問等があればお願いします。西委員から事前に質問を頂きましたがその事に関してはいかがでしょうか。</p>
西委員	<p>私からは2つのことに関してご意見を述べさせて頂いたところですが、負担軽減については、おでかけパス券のお話もありましたように、最初に市役所から軽減しますと言われて喜んでいたら、「お金無くなりましたのでちょっと下げます」みたいな、最初、いいサービスだと思っていたのにそれが軽減されると、がっかり感が先に立つので不満が出てくると思って、ある程度見込みというのは、見込みで予想できないところではあったのかもしれないけれど、この1,000万円の増額が軽減されると、利用者負担の場合、その1,000万円がどのような軽減の中で占める割合というのがあるのかお尋ねしたいとこれを聞いて思ったところです。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。今回の1,000万円削られるということが全体の軽減とどのように関連しているのかということだと思いますが。</p>
事務局	<p>西委員のお尋ねは、1,000万円の出し方でしょうか。</p>
西委員	<p>そのまま1/2を助成して30年度もした場合は1,000万円が4,500万円のままとするか、増えるのを抑えられるというふうに受け取ったのですが違いますか。</p>
事務局	<p>見直しをしなければ約5,500万円です。</p>
西委員	<p>今年度が見込みで4,500万円ということになると来年度は何もしなければ1,000万円増になる訳ですよね。その増を軽減したいということではよかったですか。そうすると福祉の中の全体でどのくらい下げたいとっていて、そのうちの何%、どのくらいの割合なのかと思った。大きいのか小さいのか庶民の感覚だとよく分からないので。</p>
事務局	<p>この1,000万円が障害福祉サービス全体の、例えば28年の決算額に照らしてどのくらいの対比になるのかといったようなことでしょうか。</p>
西委員	<p>軽減策に関して市の方針として全体的に絞らなくてはいけないとなっている訳ですよね。福祉が増えるのを抑えていきたいということなので、抑える部分でそのうちのどれくらいに関係しているのかなと思ったんです。</p>
事務局	<p>例えば目標が2億なり3億なりあるのに対しての1,000万円なのかということですか。</p>
西委員	<p>そうです。大幅に、例えば5,000万円下げたい内の1,000万円だとすごく影響があるなと思いますけれど。</p>
事務局	<p>今回の30年度の当初予算要求では5%カットとか例のごとく予算を削減する</p>

	<p>動きというのは全庁的にありますが、それが何%あるから見直すという話ではなく、今までも色々な事業をする中で見直しというのは常に考えていく必要があります。また、例えば、個人的に整理したのが、新たに開始する就労定着支援等の障害福祉サービスによる増額が約1,700万円あったり、その他相談支援事業の充実による経費の増が約4,800万円あったり、その中で今回の削減が2,200万円くらいということで、仮にこの2,200万円を削減したとしても4,400万円程新たな事業としては増になるという状況です。これは扶助費が入らない所での計算になります。</p>
西委員	<p>わかりました。意見でも書きましたけれども、1人分は2,000円とか負担増になるでしょうけれども、1人親ですとか家庭で何人か障がい児を抱えている方は負担も大きくなるのかなと思いましたが意見を述べさせて頂きました。</p> <p>それから、地域生活支援拠点の整備に関して3年後ということなので、実は私たちの会に47歳の男性のお子さんを持たれている70台後半のお母さんがお見えになって、その方は中学校を卒業して就労しようかなと思ったけど始めたとたん挫折なさって、そのまま47歳になるまでお家でご両親が見ていらっしやうと。2年前にお父さんが亡くなられて、お母さんが80を目前にしてどうしようとうちの会に相談にお見えになりました。そういう方々が熊本市内にたくさんいらっしやるのではないかと思います。あるいは、発達障がいでも今のところ我が家でお住まいで、ご両親の生活費からお子様の色々な経費を払っていらっしやる所が、ご両親が亡くなった場合に一人で過ごす方々はどのくらいいらっしやるのか。あるいは、施設が関わっている場合も、例えばご両親が交通事故で亡くなった場合は、あの子は今日来るはずだったけど来ないというのが分かりますけど、それからその人をどのように入所、あるいはグループホームに繋げるかという検討がされていない、ただ通所に通っていらっしやるだけという方も重度の方の中にいらっしやるのではないかと。そうした緊急性の高い人が何人いるかによって、これからグループホームを何人分整備しなければいけないという計画を立てなくてはならないのではと漠然と思ったので。相談支援専門員の方々のアンケートで分かるところもあると思いますが、それ以外のところでも調査等にお金をかけて頂いて、それに合った支給、見込みというのにも必要になってくるのではと思います。特に高齢化が進んでいますので。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それはご意見ということで伺っておきたいと思います。</p>
松村委員	<p>福祉避難所等のマニュアルの説明をいただきましたが、その中で2点程確認させてください。福祉子ども避難所という形で新たに活用していきましようということですが、校区という一つの 카테고리の中でやっていくということですので、いわゆる学校現場に今回のマニュアルにまとめられた中身をどういう形で周知されていられるご予定かお伺いしたいというのがまず1点です。2点目につきましては、避難訓練みたいな話もあったかと思いますが、保護者や地域住民等に対して</p>

	<p>も協力を求めるため定期的な訓練を実施していくというお話でしたけれども、これも多分具体的には校区単位、学校にかなりウエイトがかかってくる話なのではなからうか、学校ではないとなると例えば今盛んに大西市長もよくおっしゃっておられる、まちづくりセンターというか、いわゆる地域政策みたいな分野にもかなりウエイトがおかれることも考えられるのではないかと。すなわち今ここで話している障がい者福祉というカテゴリーではないところで、市の施策と横の連携を取り合いながら進めていくことが求められるのではないかと思います、その辺の具体的な進め方をどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、福祉子ども避難所をいかに学校現場に周知するかですが、全ての学校に同じような状況でお話している訳ではありませんが、既に2、3度学校に行き、校長先生やPTA、地域の方も入って頂いて概要を説明している状況です。今後運営する側が正しく理解をしていないといけないというのがまず基本でございますので、そういった方向で進めていきたいと思えます。</p>
松村委員	<p>ありがとうございました。やっと震災を経てここまでマニュアル作りが進んできましたので、ここからが本当の意味での連携を具体的にどう図っていくのかが試されるというか、行政任せではなくて私ども保護者というか当事者も含めて一緒になってやっていくという、これから具体的なころがしに入っていくかと思えますのでよろしくをお願いします。</p>
篠原委員	<p>利用者負担軽減ですが、来年度からの自立生活援助や就労定着支援が始まって額が増えると、サービスが充実していくのという言い方をされていましたが、基本的に障がいのところでサービス充実というよりも、マイナスをゼロに近づけるための取り組みだという認識かなというふうに思います。資料2ページの障がい者の所得でいっても、障がい者の収入の比率でいくと生活保護や低所得1、2を足すと全体の5,256に対して94%が低所得以下の暮らしをしているという実態がある訳ですよね。問題になっている障がい児の方が、かなり今後助成額が下がっていった自己負担が増えるということですが、それでも一般1の1,349人というのは、全体の75%に当たります。一般2の方も入れると82.3%ですが、この方達は震災の時もかなり大変なところにいらっしゃった方たちではないのかなと、避難所にも入れずというような方たちをまた来年の4月からまた自己負担分も上げますよと。一方で、医療介護の自己負担免除も9月末で打ち切りに既になっていますけれど、そこへの暮らしの影響とかそういったところはきちんと調査された上でのこの判断なのかということをお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>常々見直しについては必要性を感じていたところで、平成22年に法律上でも制度が手厚くなり、低所得者が負担割合がゼロになったということと、10年間見直しをせずにきたということ。これは昨日今日必要性を感じて始めた訳ではなく、常に課題としてはあったところです。昨年震災もあって、かなりの皆様にご負担をか</p>

	けることとなりますが、新サービスの制度発足に合わせ、利用者負担の見直しもさせていきたいというご提案です。
篠原委員	金がかかるのが課題というふうに聞こえて仕方がありません。必要な所に必要なサービスをやるのが行政のサービスであって、それで市民が助かっていて、これだけ利用者がいるということは政策としては効果があったというところだと思うんですね。それをお金の削減ありきでいじってきたように見えてしまうので、個人的にはこれについては反対意見です。あくまでも個人の意見ですけれど。
事務局	先程の補足をしますと、一つは地震の影響もあって暮らしが苦しくなったり、まだ困っている方もいらっしゃると思いますが、毎年一斉更新を7月にやっていますので、所得階層に関しては、地震後の所得として一定程度は把握した上での所得の判定になっていると想定しています。また、金額削減というのがありますが、色々なサービスを充実させていく中で、障がい福祉サービスだけではなく、今回の地域生活支援拠点整備もそうですし、今後、西委員からご意見もありましたが、おでかけICカードへの移行に伴って負担が増えたという方がいらっしゃるのも事実ですので、そういったことも検討の必要があると思います。そういった様々な施策を進めていく中で、苦渋の決断ではございますが、見直しできる可能性のあるものに関して探っていく必要があるというところに至ったところですよ。
宮田委員	篠原委員の意見に私も賛成ですが、3ページのところで、百歩譲ったとしても、どんな影響を受けるのかを個別に見ていかないと、負担が増えるところは非常に大変だろうと思う訳です。特に精神障がい者の場合、世帯分離ができずにずっとご両親と暮らしていると、家計は一つですから所得が上がる場合も想定されます。子どもさん達の場合は親御さんが丸抱えですので、障がい故の国の手当てというのは単なる所得だけで判断していいものかというのがあります。やはりしわ寄せがいく部分については実態をきちんと捉えて、地震の問題も同じように実態を捉えて慎重に進めるべきではないかと思います。
事務局	今頂いた意見も踏まえて、もう少し世帯の状況等を調査させていただきたいと思いますが、なにしろ今後こういう方向性で進めさせていただきたいと考えていますので、4月からの改正に向けては同時並行で進めさせていただければと、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願い致します。
会長	よろしいでしょうか。では次の議題に移りたいと思います。 (2) 各部会報告 議事(2)各部会報告に移ります。それぞれの部会報告を子ども部会、就労部会、相談支援部会、精神障がい者地域移行支援部会の順にお願いします。それぞれの報告の持ち時間は5分といたしますのでよろしくお願い致します。
勝本委員	【子ども部会】

資料の1ページに記載してあるとおりですが、前回8月の協議会以降の報告をさせていただきます。9月はミニ研修として、子ども達の就学に向けた研修として教育の現場における支援、それから配慮の視点で熊本市教育委員会総合支援課より「移行支援シート運用の実際と巡回相談員の役割について」というテーマでご講演頂きました。これによりまして、保育園・幼稚園から小学校、小学校から中学校、さらに中学校から進路先への移行シートの活用の実際を知るとともに、現在任命されておられるという21名の巡回相談員の方の役割、その業務内容を理解したところです。

次に10月は済生会熊本福祉相談支援センターと委託相談支援事業所の熊本市障がい者相談支援センターじょうなんの2つの事業所で関与している世帯全体への支援が必要なケースについて事例検討を行いました。発達障がいがありかつ不登校の1番上のお子さんを頭に、障がいのある複数子ども達への支援の実際と、家事を始めとして養育する力に課題がありさらに他者からの支援の受け入れに抵抗があるお母さんに対する相談支援の困難性について、両事業所から事例の報告を受けました。部会員からは様々な意見やアドバイス等も出されましたけれども、この事例では、学校や通所に事業所さらには児童相談所、区役所福祉課、子ども支援課等の行政を含めた多くの関係機関が関わっています。これらが有機的に役割を分担し、そしてそれらが重層的に支援をしていく必要性を部会員としてはすごく感じたところです。

さらに11月は予定では第5期の熊本市の障がい福祉計画及び第1期の熊本市の障がい児福祉計画についてのミニ研修としておりましたが、本日の協議会でその素案を諮るということでしたので、急遽12月に予定されておりました事例検討と内容を変更して行っております。これは子ども発達支援センターと児童発達支援事業所で関与された外国人の障がいのあるお子さんについての課題共有という形で報告を受けております。外国人の場合、言葉の問題が中心ではあるんですけども、通訳の確保が実施できたとしても微妙なニュアンスが伝わりにくいんですね。あるいはお国の文化の違いから、親御さんの障がいに対する受容そのものに困難性が生じるといった問題が明らかになりまして、参加した他の部会員から、うちにも、こちらにもというように複数の事例が紹介されました。熊本にもたくさん外国の方がお住まいでいらっしゃると思いますが、熊本で、国際化というのではないかもしれませんが、どう対応していくのか、今後地域の障がいのある外国のお子さん方、あるいは親御さん方をどう支援していくのか、行政との連携も含めまして問題提起をしていただいたんではないかと思っております。

残すところ4ヶ月程になりました。今年度の残りの期間におきましても、子ども部会ではミニ研修や事例検討による部会員の資質向上と障がい児を取り巻く課題や地域のニーズについて共有を図ってまいりたいと思います。また、地震後変更点

	<p>等もありましたので、余暇支援マップの更新版は完成させました。今後も定期的に、やはりタイムリーな情報が一番だと思いますので、定期的にこちらは更新を行っていききたいと思います。また、昨年度から部会への参加者がとても増えて、それはすごくいいことだと思いますが、増えてきたことから子ども部会のスタイル、運営の仕方については今後検討が必要ではないかと個人的には考えておりますので、次年度の子ども部会に繋がる活動の端緒を開いていく期間になればいいと思っております。</p>
山田委員	<p>【就労部会】</p> <p>お手持ちの資料に基づいて進めさせていただきたいのと、もう一つ「就労フェア2017」のチラシを事務局より配布していただいております。就労部会では年に1度の大きなイベントとして、12月8日(金) ウェルパルクまもと大会議室にて就労フェアを企画し、実務的な活動を続けています。</p> <p>午前中は、「午前中ふらっと」を行います。就労部会には当事者対話班という、障がい当事者の方の班があります。部会後の時間に、仕事のエキスパート(主に支援者)を招き、仕事歴をテーマに皆の色々なキャリアや生き方を含めた話をする、「夕方ふらっと」の運営に取り組んでいただいております。その就労フェア版を今回予定しています。</p> <p>午後からは熊本市と共同で障がい者サポート企業・団体の認定、表彰式を予定しています。市内の障がい者雇用等に取り組んでいらっしゃる企業や団体を発掘していただいているところですので、色々なご尽力大変ありがたく思っているところです。そういった企業、団体を認定、表彰する場を企画しています。</p> <p>障がいの福祉事業所で製作している色々な商品の展示会も午後から予定しています。できれば参加していただいた方々にも是非ご覧になっていただいて、製品やサービスを購入したり利用したり、活用していただく提案ができるといいと考えています。</p> <p>それと、毎年障がい者雇用の啓発活動として「しごといく」という広報誌を作っています。今年度で Vol. 6 で6冊目になります。就労フェアでも企業向けセミナーとして、障がい者を雇用されている企業をお迎えしお話し頂きます。うまくいっているところ、苦労されているところを皆さんと一緒に伺えたらと思っています。</p> <p>もう一つの目玉は当事者の方のグループワークで、今回もワークショップを企画しております。私どものような支援者だけでなく、障がい者を雇用している企業や当事者の方、家族等、色々な方々に一緒に考えていただく時間と場所を共有したいと思います。就労フェア2017はまだ参加者定員に余裕がありますので、是非お時間のある方、委員の皆様に参加いただけるとうれしく思います。</p>
平田委員	<p>【相談支援部会】</p> <p>相談支援部会では5つの班に分けて毎月活動をしています。</p>

	<p>まず、インフォメーションアップデート班ですが、相談支援ハンドブックという相談支援専門員が仕事をするうえでのマニュアルのようなものがありますが、この見直しを行っています。様々な成果物に関して、バージョンアップや見直しをするのがこの班の役目になっておりまして、今後は「ヨカ余暇便利帳」やインフォーマル情報の見直し、更新を行う予定です。</p> <p>2つ目が計画見直し班です。従来のサービス等利用計画の様式の見直し作業を行っていましたが、一定の目処が立ちましたので、現在は相談支援事業所同士の引継ぎがうまくいっていないという課題に対して、原因やどういう状況なのかをこの班で検討していこうという話になっています。</p> <p>続いて事例検討班です。7月に全体での事例検討を行っているんですが、12月に2回目を行うことになっており、目下準備をしているところです。</p> <p>ガイドライン班については、前回の本会議の場でもモニタリングの増量の提案書を皆さんに承認頂いたというところで、その後の動きとしまして、実際に平成30年4月からの運用を目指し、障がい保健福祉課の担当の方にも来ていただきながら協議をしているところです。11月の話し合いでは区役所の方の意見も踏まえて具体的に検討しています。</p> <p>最後に新規事業所フォローアップ班です。この班は引き続き新たに事業を立ち上げた新規事業所を対象にして、先輩相談支援専門員と日頃の悩みや事業の運営について色々ざっくばらんに話をするというところになっています。全体的には各班の取組み状況は以上になります。</p> <p>また、相談支援事業所は新規で立ち上がったサービス提供事業所がご挨拶に来て頂くことが非常に多いのですが、相談支援部会には熊本市内の相談支援事業所が一堂に会していますので、相談支援部会の場でサービス提供事業所のPRだったり、新規で立ち上げましたと案内をしていただく場にも活用していただくということで、10月、11月には新規事業所から事業所の案内を頂いております。今後必要があればそういう場に活用いただければと考えています。</p>
大山委員	<p>【精神障がい者地域移行支援部会】</p> <p>資料4ページをご覧ください。まずこれまでの取り組みについて、大きく3つの内容について実施しています。</p> <p>1つ目は普及啓発研修の実施です。8月には障がい者相談支援ということで、障がい保健福祉課の担当の方や相談支援事業所の方から、制度の概要の説明や現状や課題の研修を実施しています。9月にはピアサポート活用の実践報告ということで、実際にピアとして活動されているサポーターの方から報告と、ピアサポートを活用した医療機関の担当の方から実践報告をしていただいています。</p> <p>2つ目に、区毎のロードマップに基づいた取り組みの進捗ということで、2年前から区毎のロードマップの活動をしています。グループワークでロードマップの</p>

	<p>内容の昨年度までの取り組みの進捗状況を共有し、12月5日に県主催の地域移行支援研修会がありますので、その中でも進捗を確認する予定にしています。</p> <p>3つ目にポスター・リーフレットの作成ということで、退院支援啓発のポスター及びリーフレットの作業班を7月から開始していますが、10月の部会で意見聴取を行い、今年度中の完成を目指して、完成後は精神科病院や相談支援事業所、区役所等に配布する予定にしています。</p> <p>最後に今後の予定としましては、11月に実施しましたが、宇城圏域の地域移行の取り組みの実践報告を普及啓発研修として行っています。区毎のロードマップは引き続き定期的実施していくということと、第5期障がい福祉計画の成果目標に関する協議、最後に地域相談支援の個別給付の事例経過報告を行い、マニュアル作成について協議を進めていく予定にしています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。以上、部会から報告をいただきましたが、今の報告について、ご意見、ご質問等はございますか。</p>
江島委員	<p>就労部会から就労フェアのご案内がありましたが、その中で事業所の展示会と共同受注に関する展示と説明をハートアラウンドくまもとの会長からされる予定だと聞いています。行政の皆さんも優先調達法とかそちらの方がなかなか進まないという現状がありますので、是非各部署にお声かけいただいて、より参加して頂ければ嬉しいと思いますし、今後優先調達法の件で進めていくためにも行政の方と色々協議させていただけると嬉しいです。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。では、次の議題に移りたいと思います。</p> <p>(3) テーマについての協議</p> <p>■第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画の策定について【資料5、5-1】</p> <p>今回取り扱うテーマは、第5期熊本市障がい福祉計画及び第1期熊本市障がい児福祉計画の策定についてです。まずは、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>計画の素案については、事前に委員に皆さんにお配りしていますので、時間の関係から詳細についての説明は今回行いませんが、本日資料の差し替えをしていますので、概要や変更点などを中心に説明をさせていただきます。なお、資料の中で一部未確定の項目がありますのでご了承ください。</p> <p>まず、全体的な構成について説明します。</p> <p>1～4ページまでが「第1章計画の概要」となっています。ここでは、計画の趣旨、基本理念、基本的な考え方など国の基本方針に基づいた内容としています。</p> <p>5～18ページまでが「第2章障がい者数等の現況」となっています。ここでは、各手帳の所持者数や障害福祉サービス支給決定者数等を記載しています。今回新たに発達障がい者支援センター相談支援件数、関連事業費、事業所指定の状況を追加</p>

しています。

19～23ページが「第3章平成32年度の数値目標」となっています。ここでは、国の基本指針に基づいて、平成32年度を目標年度とする5つの項目の数値目標を設定して記載しています。詳細については、後ほど説明します。

24～52ページが「第4章障害福祉サービス等の必要量見込み」となっています。ここでは、それぞれのサービスについて国の基本指針に基づいて、過去の利用実績からの伸び、特別支援学校や当事者アンケート調査の結果等により見込量を算出して記載をしています。また、今回から新たにサービス毎に見込量等確保のための方策を記載しています。

事前にお配りした資料と推計方法等の一部見直しによる数値の修正がありますので、お伝えしたいと思います。

- ・ 32ページ (7) 就労定着支援の推計方法と見込量の数値
- ・ 35ページ (1) 自立生活援助の推計方法と見込量の数値
- ・ 36～37ページ (3) 施設入所支援の推計方法と見込量の数値
- ・ 39～40ページ (3) 地域定着支援の推計方法と見込量の数値
- ・ 50～51ページ (2)～(4) 発達障がい者支援センターに関する見込量の数値
- ・ 52ページ 10子ども・子育て支援事業の提供体制の整備の実績と見込みの数値の追加

53～61ページが「第5章地域生活支援事業の必要量見込み」となっています。ここでは、各事業の現状を踏まえての計画期間における見込みやその確保のための方策について記載しています。

62ページ以降は参考資料となっています。

では、第3章平成32年度の数値目標の設定の方法について、別添の資料5-1で説明いたします。

1、福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所数を基準として、平成32年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。まず、施設入所（障がい者施設を指します）から地域生活に移行した者の数は、第4期福祉計画の国の基本指針としては12%以上、これに対して市も同数の12%以上を掲げておりました。平成25年度末基準日が775人、これに対し平成29年度末93人を12%以上ということで目標値に挙げていましたが、実績としては3年間でわずか24人、1年あたり8人ずつの増加にとどまっております。平成28年度は24人ですので目標値との乖離が激しく、目標達成は不可能に近いと思われます。理由とし

しては、入所者の重度化、高齢化等により計画通りの地域移行が進まなかったことが考えられます。これに対して第5期福祉計画では国の基本方針が9%以上、熊本市としては目標を6%としております。6%の根拠はまず左表を基礎として1年あたり8名ずつの増加があったこと、そして、平成30年度からは現状に加え、新サービスである自立生活援助が開始します。定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスが新たに制度化されることも含みまして、目標人数として47名を見込みました。割合に直すと6%というところ です。

(2ページ) 施設入所者の減少数です。第4期福祉計画の国の基本方針では、平成29年度末の施設入所者数を、平成25年度末の施設入所者数から4%以上削減することを基本とするとしております。熊本市も同じく4%以上を掲げておりましたが、分析結果にありますとおり、先程と同じく入所者の重度化、高齢化等によりほとんど進んでおりません。平成28年度末実績で774名の入所者がありますので、平成25年度と比較して1名減と、平成29年度末の目標値である31名と乖離した状況にあります。これに対して第5期福祉計画ですが、国の基本方針として2%以上削減を基本としております。熊本市目標を設定する際に、下段の目標設定理由及び根拠にありますとおり、現在、施設入所支援の利用待機者が211名いらっしゃいます。このうち、地域生活への移行者がいらっしゃる可能性を考慮したとしても、現状維持に努めるのが限界ではないかと考え、目標値としては0人としております。なお、施設入所者、支援利用者の平均区分及び平均年齢についてご紹介しますと、平成27年4月時点で年齢が50.76歳、障がい支援区分が4.995、平成28年4月時点で年齢が51.36歳、障がい支援区分が5.086、平成29年4月時点で年齢が51.85歳、障がい支援区分が5.25と、どちらも高齢化、重度化が進んでいる状況です。

2、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(3ページ) 精神障がいの分野ですが、これまでも、入院医療中心から地域生活中心という理念に基づき、精神障がい者の地域移行に取り組んできているところでございます。今般これをより強力に推進するということで、自治体を中心とした地域精神医療福祉の一体的な取り組みと差別、偏見のないあらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取り組みによって、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていくものです。

(資料5 20ページ) 国の基本指針ですが、当該取り組みにかかる指標としまして、こちらに掲げてあります他にも、圏域毎の保健・医療・福祉関係者による協議の場設置状況といったものもありますが、熊本市では市町村が原則取り組まなけ

ればならない項目、市町村毎の協議の場の設置という項目に加え、第4期計画の流れを組む形で入院後3ヶ月、6ヶ月、1年時点の退院率を指標としたところです。

(資料5-1 3ページ)次に平成32年度の数値目標の考え方についての資料をご覧ください。まず1つ目の指標となります、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置です。これは新しい指標となりますので第4期はございません。第5期の目標ですが、熊本市では既に地域精神保健福祉連絡協議会というものを設置しております、こちらには精神科協会、精神科看護協会等の医療関係者、当事者会、家族会、民生委員・児童委員協議会、熊本市障がい者相談支援センター等に参加頂いております。今回目標として掲げるにあたっては、この構成にさらにサービス事業者、介護関係事業者等にも加わっていただきたいと考えていまして、メンバーの見直しを行い再編、充実という形で設置したいと考えています。こちらは平成32年度末ではなく、来年度中には再編、設置をしたいと考えています。

(4ページ)早期退院率に関しましては、今期の計画では、指針にも続きまして、新たに退院後6ヶ月時点の退院率というものを追加したところです。それぞれの目標値ですが、3ヶ月時点の退院率は直近の退院率が67.6%、国の基本方針の目標値が69%ですから、指針の目標値と同じ値にしております。次に6ヶ月時点での退院率につきましては、直近の退院率が85.9%、国の基本方針の84%は既に上回っておりますので、実績相当の86%と設定したところです。次に1年時点の退院率ですが、直近の退院率が91.5%で、こちらも国の基本方針の目標値90%を上回っていましたが、ただこれは第4期計画の国の基本方針から目標値が下がってしまっていて、前回91%、それが90%に変わっております。今期の熊本市の目標としましては、第4期の92%と同じ値の92%以上にしたいと考えています。

3、地域生活支援拠点等の整備

(5ページ)地域生活支援拠点等の整備については、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等)強化に取り組んでいきます。

第4期計画の目標値では、平成29年度末に1ヶ所を整備することとしていましたが、達成できませんでした。

第5期計画の国の基本方針の中で目標値が平成32年度末までに延長されたことから、既存の熊本市障がい者相談支援センターが持つ区毎の連携体制を活用し、市の目標値は5ヶ所以上(各行政区に1ヶ所)を整備することを目標値として設定することにしました。

4、福祉施設から一般就労への移行等

(6ページ)福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成32年

度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。この就労時移行支援事業所等の中には就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、生活介護、自立訓練の事業所が含まれ、これらを通じて一般就労する者の数を出す内容です。第4期福祉計画の国の基本方針は2倍以上となっていました。市は3倍以上の63人と、国以上の目標を設定していましたが、これは平成28年度の実績が74名と、既に達成しています。理由としては、障がい者雇用の伸びや熊本市障がい者就労・生活支援センターの委託開始（平成25年）、就労系のサービス事業所の充実等が挙げられると思われます。こういった要因によって、目標を27年度の時点で達成しています。これに続き、第5期計画の国の指針が1.5倍、市も今回は国に合わせ1.5倍としています。平成28年度78名に対して顕著な伸びは当然期待できますが、117名としているところです。

（7ページ）就労移行支援事業の利用者数です。第4期福祉計画の国の基本方針では、平成29年度末における就労移行支援事業利用者数を、平成25年度末における利用者数の6割以上増加させるとなっています。市も同じく6割以上増加としていましたが、これも平成25年度末184名に対して平成29年度中295名ですが、平成28年末現在で137名、半分にも満たないような状況です。分析結果としては、就労支援事業所の数の伸びが停滞していることや標準の利用期間が2年という定めがあること、多くの就労移行支援利用者が一般就労へ移行したことも一つの要因と考えられます。この背景には、障がい者雇用の充実や他の選択肢、A型の利用もあるのではないかと思います。以上により見込み達成は困難だと思われます。

これに対し第5期福祉計画では国の基本方針は平成28年度末における利用者数の2割以上増加となっています。市も国と同じく、2割以上増加と設定しております。平成28年度末の137名に対し、平成32年度末の目標値を165名としました。特別支援学校の卒業生や地域生活へ移行する者等が見込まれる等から、平成32年度には目標達成できるのではないかと考えています。

（8ページ）就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合です。第4期福祉計画の国の基本方針では5割以上、熊本市も5割以上を目指していました。しかし、平成28年度末で19事業所のうち6事業所、つまり32%にとどまっていますので、平成29年度末での達成は不可能だと思われます。理由としては、就労移行支援事業所が能力向上のための訓練等を行っていて、着実に伸びてはいるが目標値には達しなかったという状況ではないかと思います。これに対して、第5期福祉計画では国も市も同じく5割以上という目標を設定しています。こちらは先程と同じく32%から始まりまして、顕著な伸びは見せていますので、平成32年度末に50%に届くのではないかとこの見込みを立てています。

（9ページ）就労定着支援事業所の利用を開始した時点から1年以上職場定着した利用者の数です。これは新たな数値目標で、平成30年度に新たに導入される就

労定着支援事業に対する見込みです。第5期の見込みとしては、平成30年度の就労定着支援の利用者数を97名と見込み、平成31年度末の時点で8割ですので78名、31年度末現在の就労定着事業の利用者数を107名と想定しています。ですので、翌年の32年度末は $107 \times 0.8 = 86$ 名を見込んでおります。熊本市障がい者就労・生活支援センター等関係機関との連絡を密に行い体制を整えることで目標達成が可能であろうと考えています。

5、障がい児支援の提供体制の整備等

(10ページ) こちらも新たな目標値です。障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障がい児等への支援体制の確保に関する平成32年度末までの目標値として、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を実施できる事業所数、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数に関する目標を設定します。また、平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に関する目標を設定します。

第5期福祉計画の国の基本方針では、各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本としています。熊本市では各行政区に1ヶ所程度設置を目指します。程度と言いますのは、エリアによる偏りなく設置をすることが必要だという考えから、平成32年度末には各行政区に1ヶ所程度設置することを目指しています。根拠としましては、児童発達支援センターと障がい児通所支援等を実施する事業所が緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図ることが重要である。従ってこのような緊密な連携を円滑に行えるよう、各行政区域に1ヶ所程度を目標としたということです。なお、現在、東区、南区、北区には設置がありますが、中央区、西区が未設置です。

(11ページ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築です。第5期福祉計画の国の方針では、平成32年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。これに対し、熊本市では各行政区に1ヶ所以上設置を目指すとしています。これは面で捉えるのではなく、絶対数で、少々偏りがあっても少しでも多く設置することを重視しています。目標設定の理由及び根拠としては、未設置の行政区もあることから全行政区の設置を目指す。各行政区に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築するため、当該目標設定としています。なお、現在の設置状況は5区のうち西区が未設置です。

(12ページ) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保です。重症児対応の事業所を、第5期福祉計画の国の基本方針では、各市町村に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本としており、

熊本市の目標も各行政区に1ヶ所以上と数量的に捉えています。平成28年度末で児童発達支援事業所が4ヶ所、放課後等デイサービス事業所が5ヶ所、合わせて9ヶ所ありますが、現在の設置状況を見ると、児童発達支援事業所が西区と南区、放課後等デイサービス事業所が南区において設置がなされていません。目標設定理由及び根拠としては、医療的ケア児が身近な地域で支援が受けられるように、まずは各行政区に1ヶ所以上の設置を目指すこととしています。

(13ページ) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置です。第5期福祉計画の国の基本方針は、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとしています。市の目標は平成30年度末までに、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとしておりますが、平成28年度に設置した熊本市重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議の中で、医療的ケア児支援のための協議を行いたいと考えています。

続きまして、委員の皆さんから事前にいただいた質問に対してお答えします。

委員事前意見・質問一覧の3ページからご覧ください。

資料5 計画(素案)の50ページ「9 発達障がい者等に対する支援」と52ページ「10 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備」についてのご意見、ご質問です。

(資料5 50ページ) 9 発達障がい者等に対する支援 (2) 発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数、(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数、(4) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数に関する質問をいただいています。

(資料5 50ページ) まず、見込み量につきまして、今回差し替え分(当日配布資料)と前回(事前送付資料)とかなり数値が違う状況で驚いていらっしゃる方もおいでになると思います。

(2) 発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数及び(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数に関する見込み量については、必要量見込に関する国の基本指針で、「市町村等での対応が困難であり発達障がい者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数」と、専門的な相談というくくりをつけてあるところです。そこでまず、市町村や事業所、学校等から上がってくる相談数を、関係機関への助言件数として(3)で拾いました。中身としては、熊本市では、市町村から発達障がい者支援センターへの困難ケースの相談が現在ございませんで、事業所と学校からの相談への助言件数を(3)でカウントしています。それから、(2)に、学校では一応専門

的な特別支援教育という立場がありますので、事業所からの相談のみを拾う形で、実績を元に見込量を記載しています。

(委員事前意見・質問一覧 3ページ) 市からの回答をご覧ください。見込量については、発達障がい者支援センターでは「個人への相談支援の対応」を行っているので、現行体制では(2)、(3)、(4)の数を増やすことが困難であることと、広報を大きくはやっていませんので、実績も平成27～29年度と増えてはいないため、一応横ばいにしています。しかし、発達障がい者支援地域協議会における市の関係課や相談支援事業所等の連携体制の中で、専門的な支援が必要なケースが増えていくことは想定されますので、見込量としてはこれまでの実績値から出しておりますが、実際には伸びていくのではないかと考えています。

また、(2)から(4)の困難ケースの支援、関係機関への助言、関係機関や地域住民への研修、啓発は、国の方も推進していきたいということですが、勝本委員からご意見頂いていますように、ダイレクトに個人からのたくさんの相談に追われている状況は全国的にもあります。そこで、より専門的な後方支援に回れるよう、国では発達障がい者地域支援マネジャーの設置を推進しているところで、熊本市でも設置を検討しているところです。これを設置し、地域協議会で連携体制を整える中で実績値として増えていくものではないかと考えますが、今回は平成29年度までの実績から見込量を出させていただいています。

(4ページ) もう一つの質問の、各区担当課での相談についてです。市の回答の上に、把握はできていませんが、紹介されている状況や相談量が多いことから、第一次的相談窓口になっていると考えられると記載していますが、区役所福祉課に尋ねてみますと、大人の方の発達障がいに関する相談は、継続相談になる場合には相談支援事業所に繋ぐ場合が多いと聞いています。また、相談支援事業所も発達障がいサービス利用を希望される場合、母体が精神科病院の所に繋いだり、知的障がいの相談支援事業所も就労も含めて対応があるので、なるべく本人のご要望に近いところで相談支援事業所をお勧めしたりすることが多いし、大人の場合うつ症状や引きこもり等、二次障がいに近い状態で相談になる場合もあるので、熊本市発達障がい者支援センターみなわや引きこもり支援センター、こころの健康センター等に繋いでいるということです。区役所福祉課でも対応はしていますが、熊本市発達障がい者支援センターみなわとの繋がりがまだ薄いかなとは感じられましたが、そういう状況であることを追加で述べさせていただきます。

次のご意見について、第一次的相談窓口である市の相談窓口や相談支援事業所、学校等においても対応力を上げて頂く為の研修を現行体制でも努力はしていきたいと思いますが、発達障がい者地域支援マネジャーを設置して上げていきたいと思っておりますので、見込量が非常に少ない状況ですけれども、実績で上げられる方向も進

	<p>めていきたいのと、熊本市発達障がい者支援センターみなわでも少しずつ切り開いている部分もあるので、今回の見込は少ない状況のままになっています。申し訳ございません。勝本委員が言って下さった初期相談窓口と発達障がい者支援センターとの関係のことも検討したいと考えているところです。</p> <p>(4ページ) 資料5 計画(素案)の52ページ「10 子ども・子育て支援事業の提供体制の整備」について、同じく勝本委員からご質問を頂いております。保育所等訪問支援のこととお受け取りします。保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等における障がい児の受入について定量的な目標を設定とある。「定量」の具体的な量が不明なので、何とも言えないが、保育所等訪問支援により受入促進を図るために45ページの保育所等訪問支援の見込量はこの伸びで妥当か。来年度から社会的養護(乳児院・児童養護)施設へのこの事業の拡大も予想されるが。というご指摘を頂いております。</p> <p>ご指摘の通りでございます。申し訳ございません。こちら、定量的な設定はしつつも、来年度から社会的養護施設へこのサービスが拡大するところを踏まえておりませんで、45ページ右上の数値、単にこれまでの3年の伸び率により、大体1年あたり3人程度の増加を見込んでいました。ですので、見込方法を再度検討してお示しいたします。申し訳ございませんでした。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。委員の皆様から提案の内容に関してご質問やご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>篠原委員</p>	<p>資料5-1 2ページの施設入所者の減少数についてですが、計画よりも元々のところですが、目標設定の理由及び根拠で今年度現在入所施設への待機者が211人いることについて3つ聞きたいと思います。まず、なぜこんなにいるのか。地域生活できない原因が、ヘルパーやグループホームが足りていなくて施設入所せざるを得ない人達がこんなにいるのか。なぜこんなに211人も待機者がいるのかということ。次に、施設から地域へ年8人ずつ24人退去されたということですが、この24人の退去先は地域のどこなのかが知りたい。3つめが、47人施設から地域へ退去していただくという計画ですが、211人に対して47人退去で空きが出るとして、残りの164人の行き先はどこを想定されているのか。グループホームの方も152人増には計画しているようですが、それでも足りていない。ここの整合性を教えて頂きたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、1つ目の待機者が211人いることについて、現在ご相談があっている件数が211名。ただ、現状、施設の空きがない状況でして、例えばヘルパーを利用しながら居宅生活をし、将来施設に入りたいというご希望を持たれている中で空きが出るのを待っている状況の方、または現在病院にいらっしゃる方等いらっしゃいますけれども、211名の方については地域生活への移行を増やすというところも含め</p>

	て、熊本市の現状を踏まえ、国の2%以上削減という指針から現状維持の目標設定をしたところなんですけれども。
篠原委員	精査するのに時間がかかるのであれば回答は今日でなくてもいいです。
松村委員	<p>50ページの発達障がい者等に対する支援というところの、先程子ども発達センターからのご説明の確認と私の意見ですが、正直、今ご説明はしていただきましたが、ちょっと良く分かりません。会議前に頂いた資料と今回の差し替えの資料を拝見してもかなり数字に差が出ています。ご説明を伺っていて、私の解釈としては、やはり(2)の専門的な相談支援の数は、今、熊本市発達障がい者支援センターみなわで対応していらっしゃる個人への相談支援は除くので、最初の資料では平成30年度以降、年間50件の見込としていたのが、個人への専門的支援を除くと3件に減ります。47件、9割以上減ります、という資料に差し替えられたということですが、これはあくまでも平成30年度から3年間の福祉計画の元になる数値ということですから、障がい福祉の様々な施策、さらには予算がこれをベースに検討されていくことになるかと思えますけれども、個人への相談支援件数が除かれたこの数をもって試算されても、熊本市発達障がい者支援センターみなわが個人への相談支援に対応しているという現状は、市の回答の中にもあるように現実にある訳ですので、私の感想としては年間3件をベースに計画を検証されるのは、極めて現実とマッチングしていないのではないかというのが率直な感想です。</p> <p>さらに、個人の相談支援件数を除いて、熊本市発達障がい者支援センターみなわは専門的な対応をするところだからこうしたとなると、勝本委員の質問にあったように、初期的な相談窓口は市町村の各区の窓口等々がそれに当たるという論理になると、今ストレートに熊本市発達障がい者支援センターみなわに相談されている人達は、まず熊本市発達障がい者支援センターみなわではなく、市町村に相談して下さいとご案内していくのが市の基本的な相談支援の流れというか姿勢と解釈するのでしょうか。そこから上がってきた、専門的な支援がどうしてもいるとなった時に初めて発達障がい者支援センターが支援に入って、それが年間3件くらいあってそれに対して予算を組むというロジックで計画を考えておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>実はこの数が国から出しなさいと言われている中で、県と話し合いをしてどの数字を入れるかという操作で数が変わっています。国の指標の中に個別の相談数というものはありませんで、こうした文言の解釈を県と協議してこの数になった経緯があります。また、発達障がい者支援センターが二次的な支援の方にまわることについて、国が少し先を見越して最近示しているところですので、それを熊本市がどのようにやっていくかは今後検討していかないと、一次支援、二次支援と分けていける状況はまだ気がついたくらいのところで、今からの協議にさせて頂きたいというところよろしいでしょうか。</p>
松村委員	是非熊本においては、県・市連携して現状をよく見て頂きながらいろんな施策に

	<p>反映して頂きたいと思います。</p> <p>もう一つ、発達障がい者支援地域協議会の開催数が平成30年度から年1回ずつとありますが、勝本委員からの質問に対する返答の中にも発達障がい者支援地域協議会の中で検討していきますという項目が多岐に渡ってくるかと思えます。そういう意味では、特に初年度、平成30年度の協議会で何を議論するかというのが問われてくるかと思えますが、正直年1回で大丈夫かという素朴な疑問です。逆に言うと、協議会は1回だけれど、この自立支援協議会と同じように何か部会みたいなのをやって、現実的な話はそこでやろうと考えているとか、そういう熊本市としての腹案みたいなものがあればお聞かせください。</p>
事務局	<p>今、松村委員にも入っていただいている熊本市発達障がい者支援センター連絡協議会を年3回程やっている中で、今度は発達障がい者支援地域協議会をとということで動いてきました。まずは年1回必ず開催し、皆さんの現状を踏まえたところで、今後、発達障がい児・者の方々の支援体制の充実に向けてどのような方法が必要か議論していこうと考えています。単発ではなく、今までされてきた連絡協議会を踏まえ、連携をとって進めることができればと思っています。また、児童発達支援センターや区役所、相談支援事務所等との連携方法も含めて議論していく必要があると思っています。</p>
松村委員	<p>ありがとうございました。色んな意見を出し合う機会を増やしていただける方向で検討していただければ、お願いします。</p>
会長	<p>福祉計画案については12月に入ってからパブリックコメントが実施される予定と伺っておりますので、もしご意見がある方はそちらでお願いしたいと思います。</p> <p>(4) その他</p> <p>次に、議事4「その他」に移ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>■委員から寄せられた各種課題の整理について</p> <p>事前に配布をさせていただいていますが、この資料は、前回の会議の中でご説明した平成28年度までの課題一覧の中から、検討が終わっていないものと、今回新たに委員の皆さんから挙げていただいた課題を整理したものになります。出していた課題に対して、平成29年度11月現在の市の取り組み状況を記載しています。</p> <p>今後は、既に検討が終わった課題は一覧から削除し、検討中の課題は見える形で残すとともに、毎回の会議でそれぞれの内容における進捗状況をご報告することで、課題の共有及び可視化を図っていきますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>いつも会議の最後に、関係機関同士の連携強化や情報共有のため、4～5名の委員の皆様から一言ずつそれぞれの取り組みや近況の報告等をいただいているとこ</p>

	<p>ろですが、本日は前の議事で時間が押している関係から、次回会議へ持ち越しとさせていただきます。事前に事務局からお願いしていました方には大変恐れ入りますが、ご了承願います。</p> <p>以上で、本日の全ての議事が終了しました。事務局から連絡をお願いします。</p>
進行	<p>3 事務局連絡</p> <p>次回、平成29年度第4回熊本市障がい者自立支援協議会は、2月23日（金）です。開始時間は本日と同様に15時から、開催場所はこちら市役所別館自転車駐車場8階会議室を予定しています。</p> <p>4 閉会</p> <p>これもちまして、平成29年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会を終了致します。長時間に亘るご審議ありがとうございました。</p>